

はじめに

平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、同年3月20日付け厚生労働省健康局総務課地域保健室及び同保健指導室事務連絡「被災地への行政機関に従事する公衆衛生医師等の派遣について」で派遣可能な公衆衛生専門職のひとつとして管理栄養士が明記されました。

このことにより、岩手県宮古保健所管内避難所の食事内容について、栄養面のサポートや食物アレルギー・嚥下障がい等特別な食事管理の必要な方への食生活を支援するために、大阪府、高槻市及び東大阪市保健所の10名の管理栄養士が約1か月間（平成23年5月1日～6月3日）被災地に派遣されました。

災害発生から1か月半が過ぎていましたが、避難所での食事内容がわからず、提供内容の聞き取りや献立面における助言から始め、救援物資の在庫管理と活用方法の助言、炊き出し全般の助言、避難所及びその周辺被災者の健康相談等の支援活動を行いました。

そして、食事面からみた避難所の課題やその解決に向けた支援方法等、初めての支援活動ではありましたが、その経験から行政栄養士が今後取り組むこととして、

- ①都道府県、保健所、市町村の役割を明確にし、地域関係団体も含めた連携を築くことが必要。
- ②保健所、市町村において、初動段階で即対応ができるシステムの構築が不可欠。
- ③行政管理栄養士として支援活動ができるよう、支援者として資質を高める研修や訓練を重ねることが必要。

以上3項目が挙げられました。

これらを踏まえ、今後の災害時危機管理について、保健所管理栄養士が地域のコーディネーター役として市町村及び特定給食施設等との連携機能を強化し、実践的な災害支援体制整備を行うことが必要であると考えます。

そのために、本書「災害時の栄養食生活支援について～行政栄養士の災害時対応マニュアル～」を作成し、平常時から他職種、他分野と連携して実践的な災害支援体制の整備を図ってまいります。

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課
大阪府保健所栄養士栄養改善業務専門部会
(地域の食生活支援部会)